

奨学金制度について

1 みんなに教育を受ける権利がある!

日本国憲法第26条は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、教育を受けることは、権利であると国民に保障しています。また、教育基本法第4条で教育の機会均等が定められています。この教育の機会均等の精神に基づいて、いろいろな奨学金制度が設けられています。

2 奨学金を受けるにはどうしたらよいか

どんな人でも受けられるわけではありません。各奨学金制度には、学業成績や家計の収入などそれぞれ募集の条件があり、その条件を満たしている人の中から書類審査等によって人選をします。

3 奨学金のタイプ

奨学金には、返す必要のある貸与型と、返す必要がない給付型があります。また、多くの私立高校には、成績によって受けられる授業料全額免除や、半額免除の制度があります。

4 現在、学校に募集がきている奨学金等

○あしなが育英会 <http://www.ashinaga.org> (高校奨学生1次募集〆切 7月31日(土))

貸付対象：保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の事故を除く)、自死などで死亡、または保護者が1～5級の障害認定を受け、経済的援助が必要な生徒
中学校への申し込み期限 令和3年 7月16日(金)

○交通遺児育英奨学金 <http://www.kotsuiji.com> (高校奨学生1次募集〆切 8月31日(火))

貸付対象：保護者が交通事故で死亡・重度後遺障害となった家庭の生徒
中学校への申し込み期限 令和3年 8月17日(火)

～☆高校での学習費☆～

実際に出願する場合には、願書の他に書類や証明書など必要なものがあって、手続きに時間がかかる場合があります。申し込みを希望される場合はできるだけ早めに、担任に申し出てください。

また、詳しく知りたい人や何か聞いてみたいことなどありましたら、いつでも遠慮なく担任に相談してください。

※学校に奨学金の募集案内がきた場合は、その都度進路通信で紹介をします。



進路ガイドより

1年間にかかる費用の平均、文部科学省 平成26年度「子供の学習費調査」より